

	多文化家庭への医療支援と補充栄養事業
	地域社会との連携
6	運営委員会 諮問委員会 地域社会福祉協議体への参画

表 19 ソウル市麻浦区健康家庭支援センター 2009年8月 事業プログラム

事業名	開催日時	対象	内容
家庭運営アカデミー	7月～9月 (11回) 毎週月曜日、 10時～12時	麻浦区居住の父母	次世代へ向けて幸せな子どもを育てる
中年期家族生活教育	8月～9月	麻浦区居住の該当する年齢層の住民	幸せな老後への経済準備、子どもとの機能的な意思疎通
職場から始まる ハッピーファミリー	7月～9月	圏内の中小企業	家族親和(ファミリーフレンドリー)経営教育
家族奉仕団	8月22日 土曜日 9時～14時	麻浦区居住の二人以上の家族	家族単位での支援奉仕活動(ソウル市立西部老人専門療養センター)
幸せな遊び場	8月6日～19日 月～金曜日 9時～15時	麻浦区居住の小学生 1年～5年生	一時的に世話が必要な家庭の子どもを対象にした学習指導など
家族乱打(ナンタ)	8月～10月 (10回) 毎週金曜日 3時半～5時	二人以上の家族15名 (多文化家族10名)	乱打(ナンタ)の基礎教育 公演活動
公開相談 スーパービジョン	8月20日 木曜日 10時～12時	相談関連従事者及び 相談に関心のある人	相談事例を通じた相談専門技術の習得
韓国語教室予備召集	8月20日 木曜日 10時～12時	二学期 韓国語教室へ 参加希望者	二学期の韓国語教室案内と文化活動紹介
多文化家族養育期 父母教育	8月	麻浦区居住の結婚移住 女性	多文化家庭対象の養育期の父母教育
希望相談 (電話/面談/訪問相談)	月曜日～金曜日 9時～18時	麻浦区地域の住民	緊急な家族問題と近隣の問題にたいする相談及び情報提供 電話予約も可能
結婚予備教室受付	9月9日、16日、23日夕 方7時～9時	麻浦区、龍山区、中区、 鐘路区、西大門区、恩 平区居住の予備夫婦	・通じる意思疎通技術 ・葛藤!どのように解決するか ・愛を育てる
お母さん・お父さんと一緒に遊ぼう	9月 毎週土曜日 10時半～11時半	麻浦区居住の3～5歳児 の父母	治療遊びを通じた家族 連帯感の強化プログラム

## 7 おわりに

韓国では日本語の「多文化共生」を意味する言葉はこれまで見あたらない。日本においては「多文化共生」という言葉が日本人と外国人の理解を深め、新たな社会を構築することを表現した言葉として用いられている。この言葉は1980年代に川崎市の行政用語として使われるようになり、1995年の阪神・淡路大震災での外国人の被災経験とその支援活動の活発化を契機に全国に広がったといわれている(井口 2007)。

韓国は日本の植民地からの解放後、朝鮮戦争を経て急速な国家の近代化・経済成長を成し遂げ、それは「圧縮的近代化」と呼ばれている。外国人の受け入れについても1990年代にはいつから急速に外国人が増えたという社会背景からその圧縮的な面を見ることができる。韓国の在住外国人を巡っては2000年代に入ってから法整備や社会環境の醸成に関心が高まり、急速に増える外国人雇用や国際結婚への対応策が求められ、2007年に制定された「在外外国人処遇基本法」によって韓国は外国人政策の転換期を迎えたといわれている(山脇 2009)。

最近の国際結婚による結婚移民者の急増は社会の一部男性の結婚難に対応した課題解決の手段といえるものである。家族を社会の基盤とし、血統主義が重要な文化であるとし、父系血統が重視される韓国社会において、外国人を家族として受け入れるには時間が必要と考えられる。

グローバル化が進行する現代社会では今後、韓国社会は外国人居住者とともにどのような方向を目指していくのか。それは福祉国家における家族の位置づけと無関係ではない。多文化家族支援法は外国人女性が婚姻のために韓国に移住し定住するための支援策であるが、金(2009)が指摘するように言語政策と国籍取得が一体化しており、福祉面が弱く、人権や市民権保障についても課題がある。多文化家族支援には政府と政府の事業委託機関以外に NGO/NPO の民間団体と協力した地域連携プログラムを運営することが求められる。

保健福祉家族省は多文化家族支援を所管し、多文化共生社会の構築へ向けた社会醸成は文化体育観光省が担当しており、2009年11月には全国的に多文化キャンペーンを行っている。今後、韓国人へ向けた社会醸成プログラムの積極的展開が必要となる。

金(2009)が指摘する結婚移民者が韓国人男性と結婚することにより、少子化問題の解決になっているとの解釈には疑問が残る。この点については、韓国社会として結婚移民者とその家族を少子化対策の解決方法として捉え、社会全体で受け入れているかという解釈自体が課題となる。社会階層の上昇を期待する結婚移民者の韓国生活が母国での生活より貧しく、階層が低くなっているケースが報告されている。結婚移民者の配偶者(夫)の多くは所得が低く、夫の実家の52.9%が最低生活水準を下回っている(キム 2009、金2009)。アジア諸国の花嫁候補には選択肢があり、韓国を避けるという意見も聞かれる。受け入れ側である韓国社会が結婚移民者と多文化家族をどのように受け入れていくか、社会全体で考えていくことが必要となる。

## <参考文献>

(日本語)

井口泰 2007「動き出した外国人政策の改革と多文化共生への課題」『多文化共生と多文化摩擦』兵庫自治学会

伊藤正一 2009「台湾の少子化のマクロ分析」『男女の働き方が東アジアの低出生力に与えた影響に関する国際比較研究』厚生労働省科学研究費補助金政策科学推進研究事業平成20年度総括研究報告書45-74

エスピン・アンデルセン 2000 渡辺雅男・渡辺景子訳『ポスト工業経済の社会的基礎—市場・福祉国家・家族の政治経済学—』桜井書店

金賢美 2009「誰のための統合なのか—韓国における結婚移民女性政策と家父長的発想」『アジア・太平洋人権レビュー2009』現代人文社86-98

白井京 2008「韓国の多文化家族支援法—外国人統合政策の一環として」『外国の立法』238号153-157

鈴木透 2009「東アジア低出生力国の出生促進策」『男女労働者の働き方が東アジアの低出生力に与えた影響に関する国際比較研究』厚生労働省科学研究費補助金政策科学推進研究事業平成20年度

総括研究報告書 11-21

- \_\_\_\_\_ 2009「韓国の極低出生力とセロマジ・プラン」『人口問題研究』第65巻 4号
- 宣元錫 2002「韓国の非熟練外国人労働者受け入れ政策:制度・実態とその課題」『一橋大学経済研究所世代間利害調整』Discussion Paper No.70
- \_\_\_\_\_ 2006「韓国における非専門職外国人労働者受け入れ政策の大転換—『雇用許可制』の導入:『研修生』から『労働者』へ—」『一橋大学大学院社会学研究科・創造政策研究室 Discussion Paper No.2
- 松岡洋子 2009「移住外国人の言語習得と施策—韓国から日本への示唆」春原憲一郎編『移住労働者とその家族のための言語政策』71-92 ひつじ書房
- 山地久美子 2007「韓国の人口政策—少子化・男児選好・リプロダクティブヘルス/ライツ—」『性と生殖・国家の政策』お茶の水女子大学 COE プログラム F-GEN No.14 159-175
- 山脇啓造 2009「韓国における外国人政策の転換について」『国際文化研修』2009年冬 62号 38-44

(韓国語)

- キム・ウギョン 2009「多文化家族の実態と政策方案」『保健福祉フォーラム』2009年5月号
- 多文化家族支援センター 2008『多文化家族支援センター事業結果報告書』全国多文化家族事業支援団
- パク・ソクジャ 2009「2009年家族政策の方向と課題」『保健福祉フォーラム』韓国保健社会研究院 2-3
- 保健福祉家族省・中央健康家庭支援センター 2008『国際結婚 韓国男性 予備・配偶者教育プログラムメニュー』

# 韓国の家族変動と家族変動に関する見解

金 恩實

(拓殖大学大学院)

はじめに

韓国の伝統的な家族を論じる際に最も影響を与えたものは儒教であった。朝鮮末期から普及した儒教は従来の社会制度を大きく変えた。孝思想や先祖崇拜を広め、家族パターンを大きく変えた。しかし、朝鮮戦争後の近代化・産業化により儒教的な家族パターンはまた大きく変動した。

近代化・産業化の過程において韓国の家族は大きな変化を経験してきた。韓国では、1962年の民法改正により核家族化が制度化され、「第1次経済開発5ヶ年計画」(1962～1966年)の一環として「出産抑制政策」、いわゆる「家族計画事業」が推進された。また、これらの法制度上の改革は、その後の韓国における経済成長とともに、韓国の「家族像」に大きな影響を与えた。出産抑制政策が推進されると、韓国の合計特殊出生率(以下、出生率とする)は1960年の6.0人から1970年には4.53人に、1980年には2.8人となり、人口転換が急速に進んだ。そして1984年になると人口置換水準が達成され、日本よりも低い出生率を記録した。しかし、その後も出生率は低下し続け、2005年には1.08人になり、大きな社会問題となっている。

少子化とともに高齢化も急速に進んだ。2000年には総人口に占める65歳以上の人口の割合が7.2%となり、高齢化社会へ突入したが、2018年には14.3%の高齢社会へ、その10年後の2028年にはベビーブーム世代(1955年から1963年生まれ)が高齢者となるため、21.8%という超高齢社会になるものと予測される。さらに2050年には韓国の高齢人口の割合が38.2%に上ると推計されている。

1960年代から今日まで続いてきた経済の成長は社会制度を変化させ、家族に及ぼした影響は大きい。このような家族の変動は少子化や高齢化だけではとどまらない。少子化、離婚率、国際結婚、自殺率は明らかに日本より急激に変化している。

本稿では韓国の家族人口学的変動を概観し、今日韓国の家族変化に関する見解を確認し、それらを通じて得られた知見から韓国の今後の家族変動と家族政策に対する示唆点を得ようとする。

## 1. 戦前の家族(韓国における伝統的な家族意識)

戦前の伝統的な韓国社会では家族の規範として人の規範として重視されてきたのが、孝思想であった。孝は韓国人の生活指導の原理であり、すべての人間関係において優先される絶対的価値であった。これは親に対する尊敬はもちろん扶養することも当然であった。また、親が生存している場合はもちろん、親が死んだ後にも継続され、祭祀を行わなければならないものとしてきた。しかし、祭祀に関してはキリスト教の普及によって現代では事情が大きく変わった。統計庁(2005)によると宗教がある人は53.1%、宗教がない人は46.9%であった。宗教がある人の宗教別の内訳をみると、仏教43.0%、プロテスタント34.5%、カトリック20.6%、儒教0.4%、その他1.5%であった。プロテスタントとカトリックを合わせると55.1%とキリスト教の影響は極めて大きい。キリスト教は祭祀などの儀式は行わない。また、今日においては宗教の相違によって結婚が出来ないカップルや結婚後離婚に至るケースもある。ここで、儒教を宗教とみるべきかどうかは別として儒教と答えた人は0.4%に過ぎない。しかし、韓国は未だ儒教思想が根強く、家父長制的な規範や慣習が今日に至るまで影響している。

儒教文化においては家父長制というものが一般的である。韓国の場合、家父長制が一般的な規範として普及したのは朝鮮末期である。それ以前の韓国では男女に地位の差も大きくなく、現代に近い家族制度があったという。朝鮮時代中期の17世紀前後、家族制度に大きな変化が起きる。儒教が広まるとともに社会制度が儒教的に改編された。朝鮮後期、韓国人の理想的な家族類型は世帯主の直系の長男と長男の長男などの家系継承者とその配偶者で構成された直系家族であった。身分が高い両班層は常民、賤に

比べ直系家族の比率が高い。また、高麗時代までは普遍的であった婿留婦家制が廃止され、階級内婚制となり、同姓の婚姻も禁止となった<sup>5</sup>。また族譜を発刊することによりより一層、氏族思想が形成、強化となった<sup>6</sup>。また、養子制度も父系親族の決定によるものとなり、財産相続も朝鮮末期には父系親族に強化された。長男を優待し、男女差別も激しくなった。長男は祭祀を相続することとなり、先祖崇拜の気風はさらに強化された。先祖崇拜思想の強化は長男と次男を区別させ、男女の差を広げる大きな要因となった。氏族の形成は母方の親族との関係を弱体化させた。今日でも門中、宗中など父系血縁集団を指す言葉が残っており、門中財産は祭祀、子孫の教育、吉凶事の支出に当てられた。

朝鮮末期以前の女性の地位は比較的に自由なものであった。17世紀高麗時代には婚姻後24歳から30歳まで新婦の家で生活であり、同姓婚も可能であった。また、夫を早くなくした場合には夫の財産を女性が持ち、再婚することも可能だった。地位、財産相続においても息子と婿、父方の子孫と母方の子孫における差別はほとんどなかった。しかし、朝鮮末期に儒教が広まることで女性の地位は一変した。朝鮮末期には父系血統は絶対的なものだったため、血縁主義、父系血統の維持と正統性の固守、直系主義、長子優先主義、嫡庶差別主義など排他性が強化され、女性の生活が厳しく統制された。再婚は禁止となり、出嫁外人というものの通り、結婚したら実家に戻ることを許されない時代となった。女性は三従之道と七去之悪を守らないといけないとされてきた。三従之道は女性が従う三つのものであるが、父に従い、婚姻後には夫に従い、出産後には息子に従うものとされた。また女性がしてはいけない七つの悪として不順舅姑、無子、淫行、嫉妬、悪疾、口舌、窃盗があげられた。しかし、朝鮮末期には孝を絶対価値化したため、孝に関しては女性も男性も平等であった。そのため、女性も老後は保障され、夫の家の先祖になることが許された。また、母親としての領域が強化されたため、「息子がいないと死んでも祭祀もなく、客鬼となり現世を彷徨う」といういい伝えがあるように男子を出産することが女性にとってはなによりも大事なこととされた。このことは現在にも強く残っており、男子選好の風習となった。

## 2. 戦後の家族変動

### (1) 先行研究

韓国における家族に関する研究は韓国と日本の研究者により日本の植民地時代から研究されてきたが、当時の研究は家族制度に関するものが主であった。朝鮮独立後、キムデュヒョン(1949)が朝鮮家族制度研究を発刊した。朝鮮家族制度研究は1945年以前に発表された論文を整理したものであり、三国時代以来の文献を歴史的な観点から分析し、家族、同族、親族制度を包括的に研究した<sup>7</sup>。その後、1950年代は朝鮮戦争により社会的混乱期であったため、学問的な成果は得られなかった。1959年になると大韓家庭学会誌が創刊され、家族学分野で家族に関する研究論文が発表された。

家族に関する研究は1960年代に入り、家族規模・類型、親族の組織、家族の価値観、比較家族研究など本格的な研究業績が発表されはじめた。1960年代後半には家族の構造や機能、制度の変換、結婚及び家族価値観の変化の研究、親子関係や家族問題も研究された。1964年には韓国社会学も創刊された。チェソク(1966)の韓国家族研究では、韓国家族の形態、類型、制度を研究した。1970年代には家族関係や家族構造を中心に家族に関する研究が盛んになった。また、親子関係の研究が増え、夫婦関係、家族問題に関する研究(高齢者問題の原因、高齢者の生活実態調査)、家族治療に関する研究も多くなった。1980年には児童学会誌が創刊され、1983年には韓国家庭管理学会誌も創刊された。1980年代には共働きの役割分担、高齢者問題を中心に結婚後の親子関係、離婚、家庭内暴力などの研究も新たに登場した。

その後、1980年代後半になると家族危機論の研究が盛んとなり、その後は現代の家族変動は危機ではなく再構造化しているという研究も多くなった。2000代中盤からは結婚移民者や多文化家族が注目され、家族政策も変化し、これに関する研究も数多くある。しかし、現在も家族変動に関しては家族危機論と

<sup>5</sup> 婿留婦家制：新郎が新婦の家に来て婚礼を行った後、当分の間、新婦の家で生活をする慣習。今日においては新郎と新婦の家が違う地域の場合、結婚式は新婦の実家の地域で行うこととして残されている。

<sup>6</sup> 族譜：父系を中心とした血縁関係を図表で記録した種族の系譜。

<sup>7</sup> 朝鮮における三国(高句麗、百濟、新羅)時代。

家族再構造化論の2つに見解がわかれている。

(2) 家族と世帯の変動

20世紀初から韓国の産業社会への進入がはじまり、日本植民地時代の部分的な産業化は沈滞期を経て1960年代ようやく本格的な工業化がはじまった。日本植民地時代下での産業化過程はそれ以前の伝統的な生活をしてきた韓国社会を変えた。家族は今までの自給自足をする生産単位ではなく、商品を購入し消費する単位となり、それを通じ労働力商品を再生産する単位となり主要な役割転換を果たした。産業化過程で最も大きい変化を遂げた階級は唯一の生産手段であった土地から分離され、労働力で生計を立てないといけなかった労働者階級であった。労働者階級の女性は性別隔離の儒教的伝統にもかかわらず、賃金労働者となり、同時に妻として、嫁として家族に献身する大変な生活を要求された。

さらに1950年朝鮮戦争により家族は解体の危機に直面した。この過程で女性は戦争に出たり行方不明になった夫に代わり家族の生計や子どもの教育まで責任を負うべくその役割を果たすこととなった。家族の生存自体が不安定な状況に置かれ、自分の家族の安易や令息だけを最優先的に考える利己主義、または家族的価値が強化された。ここで家族維持の責任を問われた女性の保守性と家族への献身が際立って現れた。

しかしより本格的な家族の変化は1960年代以降の経済開発計画による急速な産業化とともに進んだ。伝統的な家族生活の理想は多くの家族構成員が何世代にもわたり一つの屋根の下で一緒に暮らすものであった。これは大家族が成り立つ拡大家族の理想である。しかし、伝統的な社会では死亡率が高く、高い死亡率は高い出生率につながった。また、高い死亡率とともに平均寿命も低く、大家族を前提とした拡大家族の形成は普遍化することが難しかった。平均寿命が短いということは結婚した子と親との同居期間が短いことを意味する。伝統的な家父長制の伝統社会では長男が家を継承し、次男からは分家する形式で家族規模を維持してきた。

表1 世帯人員数別の割合（1966～2005年） (%)

世帯人員数 (世帯)	1966	1975	1985	1995	2000	2005
1人	2.8	4.2	6.9	12.7	15.5	20.0
2人	7.7	8.3	12.3	16.9	19.1	22.1
3人	11.5	12.3	16.5	20.4	20.9	20.9
4人	14.0	16.1	25.3	31.7	31.1	27.0
5人以上	64.0	59.1	39.0	18.3	13.4	10.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(出所) 統計庁、人口住宅総調査、各年。

一般的に家族は血縁、婚姻、養子縁組などで形成された関係であり、住居単位とは別に維持されるものである反面、世帯とは物理的な生活空間を共に使用する住居共同体としてその構成員には家族ではない人も含まれる。しかし韓国の場合、現実的に世帯を構成する人々の大多数は血縁関係で構成されている。このことは保健福祉家族白書にも明確に示されており、それによると家口員とは住民登録登録とは関係なく事実上家口を構成している構成員のことである<sup>8</sup>。

表1は1966年から2005年までの世帯人員数別の割合である。1人の世帯、つまり単独世帯が1966年の2.8%から2005年には20.0%と増加した反面、5人以上の世帯は64.0%から10.0%に急減した。

1人から4人の世帯人員の世帯の割合を合計すると1966年36.0%から2005年の90%に急増しており、現在においては9割の世帯が1～4人の世帯人員であることが確認できる。世帯人員数は平均世帯規模にも影響を与える。表2は一般世帯の平均規模である。一般世帯または普通世帯は、家族を中心として形成されている。1966年の人口総調査によれば一般世帯の平均規模は5.5人であったが、1985年には4.1人となり2005年には2.9人となった。同期間に都市部よりは農村部で一般世帯の平均規模はさらに縮小

<sup>8</sup> 2008年保健福祉家族白書 pp.18、韓国では世帯と世帯員のことを家口、家口員という。

し、約40年間で核家族化・小家族化したことが分かる。高度の産業化、都市化がさらに進むと家族は現在よりも単純化、少人数化すると予測される。

表2 一般世帯の平均規模 (人)

地域	1966年 <sup>1)</sup>	1975	1985	1995	2000	2005
全国	5.5	5.0	4.1	3.3	3.1	2.9
都市部	5.1	4.8	4.0	3.4	3.2	2.9
農村部	5.7	5.3	4.2	3.1	3.0	2.7

(出所) 統計庁、人口総調査各年。

1) 一部集団世帯及び準世帯を含む。

平均世帯人員数の減少原因は3つに考えられる。まず、産業化過程で現れた家族の分化と核家族化による家族規模によるものである。次に1960年初からはじまった人為的な出産抑制政策による出生率低下である。1960年以降、韓国の出生率は著しく低下した。韓国の年間出生数は1970年の100万人から2005年には43万人へと半減し、出生率も1970年の4.53人から2005年には1.08人へと急激に減少した。このような出生率の低下とともに人為的な出生制限、つまり避妊と堕胎問題である。最後に家族からの独立増加である。都市での雇用機会が増加し、農村から都市への移動が増加し、さらに都市での一人暮らしの増加が家族規模を少人数化させている。最近では65歳以上の高齢者の1人暮らしも増加しており、社会問題となっている。この要因以外にも未婚者や離婚者の増加による単独世帯の増加も平均世帯人員数を減少させた。

家族は社会の基本単位であり、その規模が生活共同体として最も大きな意味を持つ。つまり何人の家族構成員がどんな形態を維持し、どのような生活をしているのかである。

家族は生活共同体としてその自体の存続のため、家族構成員または家族集団で協力関係をもち、その規模や形態を調節してきた。社会の存続は家族の存続を通じ形成されており、さらに社会はその社会の維持のため、家族イデオロギーを形成させた。そんな家族イデオロギーにより家族構成員の間に形成される権力関係はそれぞれ相違であり、その権力構造によりその社会が理想とする家族機能も違っていた。

産業化を経て韓国家族の構造がどのように変化したのかについて示したものが表3である。家族構造の変化は3世代以上の大家族の減少と単独世帯の増加に要約することができる。

血縁家族の形態を中心に分類してみると、子供をもたない夫婦のみで構成された世帯の増加が著しい。夫婦家族は1970年5.4%だったが、2005年には14.2%となり、2030年には27.4%と4世帯のうち1世帯以上は夫婦世帯となる<sup>9</sup>。最近では都市だけではなく、農村地域でも夫婦家族は増加している。これは3世代以上の家族と2世代家族に比べ、1世代家族と単独世帯が増加しており、世代構成が単純化していることを意味する。夫婦家族の増加要因は家族構成員の減少に加え、長男の分家率の上昇がこのような変化をさらに促進したと考えられる。

夫婦と子供、ひとり親と子供、夫婦と両親(ひとり親)と子供で構成される世帯をみると1970年には全体の85.5%と大多数子供がいたが、2005年には55.8%と急減した。近い将来家族の固有な機能である再生産機能を担当する家族は全体家族の半分になると予測される。ひとり親と子供からなる世帯をみると1970年には10.6%から2005年には8.6%に減少傾向であるが、これは再婚の増加によるものと考えられる。

それに加え今日では従来の血縁中心の家族の比重が減少し、単独世帯は飛躍的に増加した。1980年5%未満であった単独世帯は2005年には20%に増加し、2030年には24%になると予測される<sup>10</sup>。

子供をもつ世帯が再生産する子供数を確認するため、夫婦と子供からなる世帯とひとり親と子供からなる世帯を比較すると、夫婦と子供からなる世帯では1980年以前は3人の子供が標準だったが、1980年以降は2人に、将来家族では1人の子供をもつ世帯の比重が大きくなると展望される。ひとり親と子

<sup>9</sup> 2030年は韓国統計庁の予測である。

<sup>10</sup> 2030年は韓国統計庁の予測である。

供からなる世帯では夫婦と子供からなる世帯とは違い、1人の子供をもつ世帯が多く、これは1970年から2010年まで持続的に維持されている。結局ひとり親と子供からなる世帯では子供数1人が最も多く、3人以上の子供をもつ世帯では、例外的な家族形態となる。

表3 家族構成

家族構成	1970年	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年
総数(千世帯)	5,576	6,648	7,969	9,571	11,355	12,958	14,312	15,887
<b>1世代家族(%)</b>	6.8	6.7	8.3	9.6	10.7	12.7	14.2	16.2
夫婦	5.4	4.8	6.0	7.1	8.3	10.8	12.3	14.2
その他	1.3	1.9	2.3	2.5	2.4	1.9	1.9	2.0
<b>2世代家族(%)</b>	70.0	68.9	68.5	67.0	66.3	63.3	60.8	55.4
夫婦+子ども	55.5	53.2	53.0	52.8	51.9	50.4	48.2	42.2
方親+子ども	10.6	9.7	9.3	8.9	7.8	7.4	7.9	8.6
夫婦+両親	0.6	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1
夫婦+方親	0.8	0.4	0.4	0.5	0.6	0.8	0.8	0.8
夫婦+子ども+ 夫婦の兄弟、 姉妹	2.0	2.1	2.3	2.3	1.7	1.0	0.8	0.5
その他	0.6	3.4	3.3	2.3	4.0	3.5	3.1	3.2
<b>3世代家族(%)</b>	22.1	19.2	16.5	14.4	12.2	9.8	8.2	6.9
夫婦+子+両親	5.1	2.0	1.9	1.9	1.7	1.3	1.2	0.9
夫婦+子+方親	12.3	8.5	7.9	7.2	6.7	5.5	4.5	3.6
その他	4.7	8.8	6.7	5.4	3.8	3.0	2.6	2.4
<b>4世代以上の世帯(%)</b>	1.1	0.9	0.5	0.4	0.3	0.2	0.2	0.1
<b>単独世帯(%)</b>	-	4.2	4.8	6.9	9.0	12.7	15.5	20.0
<b>親族以外の世帯(%)</b>	-	-	1.5	1.7	1.5	1.4	1.1	1.4

(出所) 統計庁、人口総調査各年。本人計算。

家族の縮小は少子高齢化と密接に関連している。少子化により子供数が急激し、子供を再生産する単位としての家族の必要性が弱体化し、高齢化の進行とともに高齢者世帯が増加し、男女の寿命の相違により女性高齢者の単独世帯が増加している。

世帯構成が変化することによって世帯主の特性も変化した。表4に示したように女性の世帯主が増え、婚姻状態別には未婚者と離別者の世帯主が急増した。また、高齢者の世帯主も増加した。

表4 世帯主の特性 (%)

特性	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年
性別	男性	87.2	85.3	84.3	84.3	83.4	78.1
	女性	12.8	14.7	15.7	15.7	16.6	21.9
結婚状態	未婚	5.6	6.3	8.0	8.3	9.4	12.8
	有配偶者	84.3	82.5	81.4	79.6	77.6	70.0
	離婚	0.8	0.9	1.1	1.5	9.4	5.7
	死別	9.3	10.3	9.5	10.5	10.9	11.5
年齢	15歳未満	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0
	15-24歳	4.4	5.0	5.1	3.9	3.7	3.1
	25-29歳	9.7	10.6	11.6	10.2	8.3	5.7
	30-34歳	14.8	14.3	14.8	16.3	14.3	10.2
	35-39歳	16.5	14.0	13.8	14.2	16.0	12.4
	40-44歳	14.2	14.3	12.4	12.1	12.8	13.8
	45-49歳	11.2	12.3	12.2	10.7	10.8	11.6
	50-54歳	10.1	9.3	10.0	10.1	9.2	10.3
	55-59歳	7.7	8.0	7.3	8.2	8.6	8.4
60歳以上	11.1	12.2	12.7	14.1	16.3	19.4	

(出所) 表3と同じ。



### (3) 離婚率と国際結婚の増加

現代産業社会で合意された価値観は民主主義思想である。民主主義は国家・社会によって多様な制度の体制として現れているが、その基本目標は自由・平等・愛であり、これが現代国家の憲法の基礎となり、国家生活の各分野を導き、また規制する方向であった。家族においても例外ではなく、家族生活を規制する法的制度及び社会制度及び社会意識と人間関係において愛というものは基本であり、産業化はより近代化された意識が家族生活全般において実践されるように誘導した。たとえば、配偶者選択と婚姻は過去の家柄や血統継承を主とする親が主張する方式から個人の幸せのために愛を前提とし結婚当事者が決定することとなった。

しかし儒教思想が未だに根強く社会全般に残っているため、婚前同棲に関する社会の目は厳しい。最近ではできちゃった結婚や婚前同棲が流行しており、戦後直後と比較すればその割合が増えたが、それでも欧米諸国と比べればまだまだ低い水準である。また、同棲に関するデータは正確なものが得られないため、事実上確認することは難しい。

婚姻や婚前同棲などの価値観とともに変化したのが離婚に対する意識である。女性が経済力をもつことによって結婚は必然的なものではなく、選択するものとなった。結婚生活で満足できない場合、我慢するのではなく、過去よりは離婚しやすくなり、離婚率も増加している。表5のように普通離婚率は1970年には0.4に過ぎなかったが、2000年には2.5に増加し、30年間に5倍以上増加した。普通離婚率は2003年に3.5で過去最高であったが、その後若干減少し、2005年には2.6である。離婚率が減少した理由として考えられるのが、離婚する前に離婚に関してもう一度考える時間を与える離婚熟慮制度の効果である<sup>11</sup>。もう一つの理由として不景気の影響で離婚を決定する比率が低下したと考えられる<sup>12</sup>

表5 普通婚姻率と普通離婚率

年次	結婚件数 (件)	離婚件数 (件)	普通婚姻率 (%)	普通離婚率 (%)	結婚に対する 離婚率 (%)
1970	295,137	11,615	9.2	0.4	3.9
1980	403,031	23,662	10.6	0.6	5.8
1990	399,312	45,694	9.3	1.1	10.8
1995	398,484	68,279	8.7	1.5	17.1
2000	334,030	119,982	7.0	2.5	35.9
2005	316,375	128,468	6.5	2.6	40.6

(出所) 統計庁、各年。

(注) 結婚に対する離婚率 = (離婚件数 ÷ 結婚件数) × 100

離婚率だけが増加したわけではない。再婚率も増加した。再婚率は1990年男性で8.4%、女性で7.1%だったものが、2009年には男性で17.4%、女性で19.0%となり、男性よりは女性の再婚率が高くなった。

また、2000年3.5%だった国際結婚率は2005年13.5%と急増し、2009年には10.8%となった<sup>13</sup>。韓

<sup>11</sup> 協議離婚の場合、離婚熟慮期間を設ける制度。未成年の子供がいる場合や妊娠中の場合は3ヶ月間。成人になる1ヶ月から3ヶ月未満の子供がいる場合は子供が成人になる日。1ヶ月以内に成人になる子供がいる場合は1ヶ月間。子供がいない場合及び子供が全員成人である場合は1ヶ月間。地方自治体の統計によると離婚熟慮制度の導入後、離婚率が減少したことが確認されるが、この制度による低下であると断定は出来ないため、今後離婚率の変化推移を分析した上で制度の効果を提示できると考えられる。

<sup>12</sup> 不景気と離婚の関係に関してジョンギウオン(2004)は景気が良い時は離婚率が増加し、景気が衰退時に離婚率が減少するという。(ジョンギウオン、「社会経済状況が離婚率変化に与える影響」、『韓国人口学』、第27巻、第1号、2004、pp.57-80)

<sup>13</sup> データは韓国統計庁、人口動態統計、各年。

国の国際結婚は日本の国際結婚と比べると、違う性質をもつ。韓国では1990年中盤から結婚移民者が増加し、多文化家族という新たな人口階層が登場した。とくに、韓国人の夫と外国人の妻との結婚比率は2000年59.8%から2009年75.5%と急増しており、外国人妻の国籍も多様化している。

#### (4) 親との同居

伝統的な家族制度下では長男が跡継ぎとなり、両親の老後の面倒をみるのが一般的であった。今日でもそのような風習は残っているが、朝鮮戦争直後と比較すると大きな変化が起きた。これは社会全体としてもそうだが、都市部と農村部といった地域差も大きい。2010年8月韓国では一人暮らしの高齢者（韓国では独居老人という）が100万人を突破し、社会保障の受け手として存在しており、社会保障制度の整備が急がれている。

65歳以上の高齢者の単独世帯は2010年総世帯の約6.0%を占めているが、統計庁の将来世帯推計によると2030年には11.8%に増加し、10世帯のうち1世帯は高齢者の単独世帯となる。

表6は65歳以上の高齢者の世帯構成別の割合である。高齢者の単独世帯は1990年の10.6%から2005年には23.2%と増え、高齢者夫婦世帯も同年12.7%から24.9%に増加した。また、子と同居する割合は同期間75.3%であったものが、50.8%に減少した。

	1990	1995	2000	2005
単独	10.6	16	20.1	23.2
高齢者夫婦	12.7	17.7	21.7	24.9
子と同居 <sup>1)</sup>	75.3	65.1	57.1	50.8
その他 <sup>2)</sup>	1.4	1.2	1.1	1.1

(出所) 統計庁、人口住宅総調査、各年度、韓国の社会動向2010

注：1) 2世代、3世代、4世代以上の世帯形態を合計した比率。

2) 高齢者夫婦と2世代以上を除いたその他世帯と非親族世帯、未詳を合計した比率

高齢者世帯の割合が増加する反面、親の扶養意識は急激に悪化し、親の扶養は個人の責任ではなく、社会と家族が一緒に行うものだという認識が拡大している。親の扶養が家族の責任であるとの認識は2002年の70.7%から2010年の36.0%に半減し、家族と政府、社会が一緒にとりという認識は同期間18.2%から47.4%と2倍以上増加した<sup>14)</sup>。

2006年の第6回高齢者の生活と意識に関する国際比較調査の中で、別居子と会ったり、連絡をとる頻度についてみると、日本では「月に1～2回」(34.9%)と「週に1回以上」(30.1%)がほぼ同水準で並び、「ほとんど毎日」(16.7%)の割合は相対的に低い。韓国の場合、「週に1回以上」(43.7%)の割合が最も高いが、「ほとんど毎日」(23.2%)の割合も日本に比べ高い。時系列でみると、日本の場合ほとんど変化がないが、韓国の方は、「ほとんど毎日」と「週に1回以上」の割合が継続的に増加している。

老後における子供や孫とのつきあい方についてみると、日韓ともに「ときどき会って食事や会話をするのがよい」(日本42.9%、韓国54.5%)が最も多く、次いで「いつも一緒に生活できるのがよい」(日本34.8%、韓国29.8%)、「たまに会話をする程度でよい」(日本14.7%、韓国13.0%)の順である。韓国は同居志向が日本より低い「いつも一緒に」と「ときどき」の合計値は日本よりむしろ高く(日本77.7%、韓国84.3%)、近居志向が強いと考えられる。

#### (5) 女性の労働力参加

1980年後半から、女性の経済活動参加率は持続的に増加したが、2000年代入り、その増加幅は鈍化した。2005年の女性の経済活動参加率は50%を越えたが、若干低下し2008年には49.9%である。韓国雇

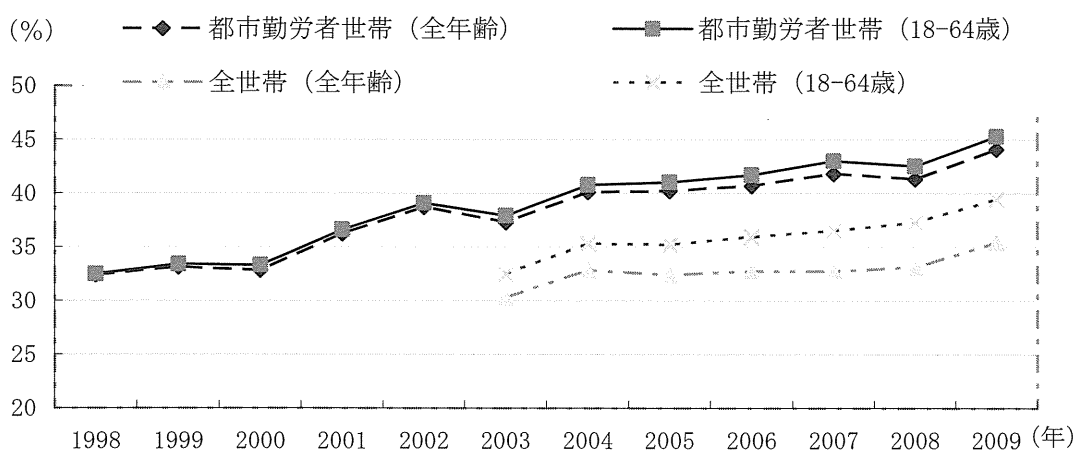
<sup>14)</sup> 統計庁、社会調査、各年。

用情報院の人力需給展望によると年平均女性の経済活動参加率の増加幅は 1.1%と男性の 0.7%より高く、持続的に増加すると予測され、2018 年には 51.8%となる。とくに 30～34 歳の女性の経歴断絶が徐々に低下し 2008 年 53.2%であった 30～34 歳の女性の経済活動参加率は 2018 年には 60.3%となる。

しかし、個人レベルでの女性の労働参加率に関する分析はあるが、世帯または家族単位の共働きの規模に関する推定は少ない。統計庁「都市家計調査」で推計した結果、個人の女性の労働市場参加の増加とともに家族単位で共働きの比率も増加しており、2009 年統計庁の「家計統計調査」によると全世帯の約 1/3 は共働き世帯だという。

図 1 は共働き世帯の比率の推移である。共働きの世帯は都市勤労者の場合、1998 年 32.4%から 2009 年 44.1%に増加した。共働き世帯は全国でも増加しており、韓国社会において共働きは普遍的な家族の形態となった。

図1 共働き世帯比率の推移



(出所) 統計庁 (各年) 「都市家計調査」 (1998-2009) から推定。

共働き世帯が増加することによって出生率は低下するのだろうか。韓国保健社会研究院の研究報告書「少子高齢化が家族形態及び個人のライフの質に与える影響」(2010) によって就業している女性と非就業女性の出生率を比較してみると、就業している女性の出生率が非就業女性の出生率より低く現れるのはごく最近の現象であり、その推定も明らかにされていない。

ここで考えられるのは共働き世帯の増加が少子化の原因としては作動せず、むしろ少子化の結果として共働き世帯が増加する可能性も考えられる。少子化による養育費の上昇は労働市場の不安定とともに共働き世帯の増加をもたらす可能性もある。家族が戦略的投資の空間となっている状況では少子化は子供 1 人当たりの家族投資の量を競争的に増加させる。

共働きが増加することによって家庭で女性が育児をしていたものが、幼稚園のような乳幼児教育機関に託されることとなった。しかし、育児に関しては未だ女性がするものであるという認識が男性だけではなく女性にも強く残っており、女性の労働力参加率を低下させる大きな要因である。

実際 0-2 歳の乳幼児の場合、保育施設の利用率は 2004 年の 11.2%から 2009 年の 33.5%に増えた。また、3-5 歳の幼児の場合も同期間保育施設では 38.9%から 49.9%に、幼稚園では 27.2%から 39.4%と各 10%以上増加した。しかし、依然として祖父母が育児をする割合も 2 割と高く、2004 年と比較し 2009 年がさらに高くなっている。

表6 乳幼児の育児施設利用率 (%)

	0-2歳		3-5歳	
	2004	2009	2004	2009
祖父母	20.6	23.6	18.1	19.4
保育施設	11.2	33.5	38.9	49.9
幼稚園	0.2	0.5	27.2	39.4
一般の塾	0.2	0.2	14.3	13.5

(出所) 保健福祉部、全国保育実態調査、各年、韓国社会動向2010

育児のために就業を中断した経験がある割合は2004年38.4%から2009年24.6%と減少し、出産と養育のために経歴断絶を経験した女性は減少した<sup>15</sup>。それにもかかわらず、統計庁の社会調査によると女性の就業障害となる要因のうち、育児負担は1998年の29.3%と2009年47.6%になり、依然として高い水準である。

#### (6) 民法改正

朝鮮戦争後、家族と世帯に大きな変動が起きたきっかけとなったのは1962年の民法改正であった。韓国の大家族制度は個人の自由活動を萎縮させるだけではなく社会全体の発展を阻害するため、夫婦中心の小家族制度に転換させるべく、現行民法上任意分家と強制分家以外に新たに法定分家制度を創設し、次男以下のものは婚姻したら、法律上分家できるようにしたものである。

法定分家を認めた理由としては四つの理由があった。まず、生活の現実が家族制度から夫婚及び親子中心の小家族制度に変わっていく生活様式を考慮した。次に現実家族と戸籍上の家族を符合させるためであった。三つ目に国民が一般的に任意分家制度に関して無関心であった結果、戸籍上の家族と現実の家族の乖離がさらに広がるためであった。最後に戸籍の所在地(本籍地)を固定することによって惹き起こされる地方色をなくそうとした。

その後数回にわたる民法改正後、2008年1月1日から新たな民法改正の施行が行われ、1925年から続いてきた戸主制を含む家族法に大きな変化が起きた。民法の大きな改正をまとめたものが表7である。

表7 2005年民法改正案の主要な内容(2008年1月1日から廃止)

条項	改正前	改正案
戸主の定義	一家の系統を継承した者、分家した者、一家創立及び復興した者。	削除
家族の範囲	戸主の配偶者、血族とその配偶者及びその家に入籍したもの。	①配偶者、直系家族及び兄弟姉妹 ②生計と共にする場合、直系家族の配偶者、配偶者の直系家族及び配偶者の兄弟姉妹。
入籍、復籍、一家創立、分家など	戸主制を前提とした規定。	削除
妻の入籍	妻は夫の家に入籍する。	削除
養子制度の新設	なし。	養子を養親の子として身分登録部に記載。

(出所) 国会法律情報システム、民法1958年、1962年、1990年、2005年。

大韓民国政策フォーラム共感Korea

戸主制は戸主を中心とした家族構成員の出生、婚姻、死亡などの身分変動を記録した民法による制度である。父系血統を中心に戸主を基準とし、「イェ」単位で戸籍は編制されるもので、日本統治時代であ

<sup>15</sup> 保健福祉部、全国保育実態調査、各年。

った1925年7月1日から施行された。日本では1947年「イエ」制度を廃止する家族法改革で戸籍に記録する家族の範囲を夫婦と未婚の子に縮小し（3世代戸籍禁止）戸主制を廃止した。

戸主制は男性優先的な戸主継承順位、戸籍編制、姓氏制度のような男女差別的な条項があり問題化されてきた。また家族内の主従関係を制度的に保障しているという点で批判が多く、離婚、再婚の増加により現代社会の多様な家族形態が反映されないという問題点を抱えていた。戸主制廃止のための民法改正の見直しが推進され、2005年3月31日に国会によって承認され、2008年1月1日より施行されることとなった。戸主制の廃止と代わって新たに出来たのが家族関係登録法である。個人戸籍変更の主要な内容を簡単にまとめたものが表8である。

表8で示したように戸主制廃止によって個人ひとり一人に自分の身分変動事項と両親、配偶者、子の人的事項が記録される個人別家族簿ができた。子は原則的には父の姓になるが、婚姻届提出時に夫婦が協議し届け出たら母の姓にすることも可能である。途中で姓を変更することは不可能であるが、父の暴力などにより子が父の姓にすることを拒否した場合や両親が離婚した場合など、子の福利のため姓を変更する必要がある場合は親もしくは子の請求により、姓の変更が認められる。未婚の母の場合、過去相当な期間が子が母の姓を使用した場合にも、父が認知したら自動的に父の姓になったが、民法改正後は実父が認知しても裁判所の許可を得て母の姓と本籍をそのまま使用することが可能となった。また、再婚家庭の場合、子は再婚した父の姓にすることが出来る。再婚した父と親子関係が成立するわけではないが、養子縁組すると、再婚した父の実子として記録され、法律上実子と同等な権利を行使することが出来る。

表8 個人戸籍変更の主要な内容

区分	既存戸籍制	家族関係登録法施行以降
名称	戸籍	家族関係登録簿
記載内容	祖父母、父母、配偶者、兄弟姉妹など記録。離婚、改名、前戸籍など身分関係の変更事項すべて記載。	父母、配偶者、子の3代のみ記載。本人の姓名、性別、生年月日、住民登録番号以外事項は目的別証明書記載。
子の姓・本籍	父の姓と本籍に従う。	婚姻届提出時に申告すると母の姓使用可能。
姓の変更	姓・本籍は変更不可能。	両親及び本人、裁判所に変更審判請求可能。
親養子制度	一般養子縁組は実父の姓と本籍を維持。	満15歳未満の子を親養親制養子縁組する場合、裁判を通じ実父の姓・本籍に変更可能。（ただし、実父との法的関係消滅）

（出所）大韓民国政策フォータル共感Korea

既存の民法では母が子の親権と養育をもって離婚した場合でも戸籍上では離婚した母と子は家族ではなかったが、改正民法上では離婚した女性も子と親子関係を認めてもらえる。さらに、親養子制度導入によって養子も実子と同等な権利を行使することが出来る。

また、韓国では長年同姓同本の婚姻が認められなかったが、この規定も廃止となった。また、女性が離婚した場合、6ヶ月間再婚できない条項も削除され、既存の民法では男性しか提示できなかった親子鑑定訴訟を女性も提示できるようになった。

### 3. 韓国の家族変化に対する論争

家族の機能とは家族が遂行する役割や行為を意味し、これによって社会の維持及び存続、家族構成員の欲求が満たされる。家族の機能は家族構成員が役割を果たすことによって現れ、家族の構造と密接な関連をもつ。つまり、家族の構造の変化によって家族の機能も多く変化した。表9に示したように家族の機能を大きく再生産と家族集団形成の機能、経済的支持機能、養育・教育及び社会化、高齢者保護の

四つに分類した場合、韓国の家族は大部分の機能を家族ででない外部の制度に託していることが分かる。家族の再生産と家族集団形成の機能は同居、離婚、婚外出産、子供をもたない夫婦などの増加により悪化した。

表9 家族の機能と韓国家族の機能変化の状態

家族の機能	個人に寄与した点	社会に寄与した点	家族に影響を与えた結果	韓国家族の機能変化の状態
再生産と家族集団の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・帰属意識の提供</li> <li>・アイデンティティの提供（個人的、社会的）</li> <li>・生きることの意味と方向を提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性的統制</li> <li>・社会構成員の再生産（種族保存）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・肯定的な側面               <ul style="list-style-type: none"> <li>-家族への献身及び維持</li> <li>-計画による出産</li> </ul> </li> <li>・否定的な側面               <ul style="list-style-type: none"> <li>-同居、離婚、婚外出産、婚前出産、子供を持たない夫婦</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・悪化</li> <li>例：同居、離婚、婚外出産、婚前出産、子供を持たない夫婦</li> </ul>
経済的支持	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衣食住など基本的な資源の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康な社会構成員の発達支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・肯定的側面               <ul style="list-style-type: none"> <li>-適切な衣食住の提供</li> </ul> </li> <li>・否定的な側面               <ul style="list-style-type: none"> <li>-児童遺棄及び放任</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・悪化</li> <li>例：商業化、単独世帯</li> </ul>
養育、教育及び社会化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体的、精神的、社会的、心理的な発達を助ける</li> <li>・社会的価値と規範の注入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産的社会構成員の役割教育</li> <li>・成人が生産者として役割を果たすための支援</li> <li>・反社会的な行動の統制及び危険からの保護</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・肯定的な側面               <ul style="list-style-type: none"> <li>-家族間の愛及び相互支援</li> <li>-夫婦間の献身及び満足</li> <li>-親子の結びつき</li> </ul> </li> <li>・否定的な側面               <ul style="list-style-type: none"> <li>-家庭内暴力、子供虐待</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・悪化及び代替</li> <li>例：学校、保育施設</li> </ul>
高齢者保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の保護及び支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者に対する社会的な負担の軽減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・肯定的な側面               <ul style="list-style-type: none"> <li>-子供保護</li> </ul> </li> <li>・否定的な側面               <ul style="list-style-type: none"> <li>-老人虐待</li> <li>-障害者家族の施設保護</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・悪化及び代替</li> <li>例：高齢者の保護施設、扶養意識の弱化</li> </ul>

（出所）Patter, Joan M., "Integrating family Resilience and Family Stress Theory", Journal of Marriage the Family, Vol. 64, 2002, pp. 353; KimDoosub, KimJungsuk, SongYoojin, ChoiYangsuk, 『家族構造と関係の変化及び展望』情報通信政策研究院、2005、pp18.（韓国家族の機能変化の状態）

家族の経済的機能は商業化の発達と単独世帯の増加により悪化または代替された。養育、教育及び社会化機能は学校及び保育施設がこのような機能を担うことによって弱化した。最後に高齢者保護の機能も老人ホームなどの保護施設が増加し、高齢者を扶養する意識が弱化したため縮小した。

表10 韓国の家族変化に対する二つの見解

区分	家族危機論	家族再構造化、多様化論
家族変化の指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・離婚率</li> <li>・少子化</li> <li>・再婚率</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・権威主義の崩壊</li> <li>・個別家族及び構成員の自発的選択の幅と量の増加</li> <li>・女性の経済参加率の増加による家族形態の多様化</li> <li>・離婚率の増加と結婚観の変化による家族形態の多様化</li> <li>・出生率減少による家族周期の変化</li> </ul>
家族変化に対する見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・典型的な家族の崩壊は 家族の危機を招く。 <ul style="list-style-type: none"> <li>-離婚増加による女性の貧困化</li> <li>-少子化による人口高齢化、生産労働人口の減少</li> <li>-女性の社会参加増加による伝統的労働分業に対する再考と再生産労働の社会化要求</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会の変化による家族の変化は自然なものである</li> <li>・今日の家族変化は危機ではなく、家族形態と機能の多様化である</li> <li>・離婚は家族の解体ではなく、家族分化である（家族の変動と世帯の変動は相違である）</li> <li>・ただし、家族の変化に対して効果的に対応できなかった場合、危機的現象が現れる。</li> </ul>
健康な家族に対する見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康な家族：核家族、夫婦+子供</li> <li>・離婚家族、一人親家族、単独家族は非定型化家族</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康な家族の概念を否定 <ul style="list-style-type: none"> <li>-核家族の比率はさらに増加し、過去にも多様な家族が存在</li> <li>-家族の形態は絶えず変化</li> </ul> </li> <li>・多様な類型の家族を受容</li> </ul>
家族変化に対する社会政策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少子化問題：結婚と出産の重要性の強調により定型的な家族形態と機能の回復</li> <li>・女性の貧困化問題：関連福祉政策に委任。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少子化問題：積極的労働政策</li> <li>・女性の貧困化問題：新たな職場を創出</li> </ul>

(出所) 韓国福祉社会研究院、保健福祉フォーラム (2006. 5)

表10は韓国家族変化に対する二つの見解をまとめたものである。韓国で家族の変化に関心が出はじめたのは1997年の金融危機、少子化、晩婚及び独身者の増加、離婚、高齢化などの問題が本格化した1990年代後半である。韓国でも家族の変化を認識する立場は二つにわかれる。一つは家族の危機と認識し、もう一つは家族の多様化及び再構造化として受容する見解である。

家族危機論の見解では家族の変化に対する指標として離婚率、少子化、再婚率の増加など挙げており、家族再構造化論では権威主義の崩壊、家族成員の選択の幅と量の増加、女性の経済活動参加の増加による性役割の平等化、家族形態の多様化などの肯定的な側面を提示している。

家族の変化に関して家族危機論では典型的な家族の崩壊は家族の危機を来たすとするが、家族再構造化論では家族の変化は社会の変化によって起因した自然な結果であるとする。また、家族進歩論者は家族の変化は危機ではなく家族の形態と機能が多様化されたと指摘する。とくに離婚は家族の解体ではなく、家族の分化であると主張する。

健康で健全な家族像に関しては家族危機論では夫婦と子供からなる定型化された核家族であり、離婚家族、一人親家族、単独世帯などは非定型化家族と分類する。反面、家族再構造化論では健康で健全な家族像の概念を否定し、多様な家族を受容している。

最後に家族変化に対応するための社会政策においては家族危機論では結婚と出産の重要性を強調し典型的な家族形態の回復及び女性の脱貧困化のための既存の制度の活性化を指摘した反面、家族再構造化論では積極的な労働政策、社会が新たな職場を創出するなど家族外の社会政策の修正拡大を通じ家族問題の解決を主張している。

韓国における家族変化に関する論争は欧米の諸国と比較し、類似しているところもあるが相違などこ

ろもある。とくに米国と韓国では離婚とこれによる一人親の増加の急増及び児童貧困の拡散で論争が始まったところでは類似している。反面、米国では10代の妊娠及び婚外出産が論争の発端となったが、韓国の場合、離婚とともに米国では社会的に問題化されない少子化、晩婚及び独身の増加、そして高齢化が論争の主要な原因であった。

しかし、家族変化の内容に関しては米国でも韓国でも家族危機論と家族再構造化論の二つの立場で論争しており、このような家族変化に対応するための政策も類似な性格をもつ。

おわりに

韓国の伝統的な社会では儒教の影響を強く受けており、家父長的で権威主義的な家族パターンであった。しかし、1960年代から本格的にはじまった産業化と工業化、そして民法の改正により家族と世帯に大きな変動が起きた。核家族化・小家族化が進み、1960年初からはじまった人為的な出産抑制政策により出生率が低下し、高齢化が進んだ。女性の経済参加率も増加した。女性が経済力をもつことによって結婚は必然的なものではなく、選択するものとなった。結婚生活で満足できない場合、我慢するのではなく、過去よりは離婚しやすくなり、離婚率も増加している。離婚率とともに再婚率も増加した。国際結婚率も2000年以降増え、今日では1割を超えている。育児についても育児施設の利用率は年々増え続けているが、依然として祖父母に預ける人も2割前後存在する。また、2008年の民法改正があり、戸主制が廃止となった。

このように韓国の家族は社会の変化とともに構造と機能が大きく変動した。これらの変動をどう認識するかについて合意された結論はない。全般的な学会の論議と社会的な見解は家族の多様性を主張する傾向が大きく、国家・政策的な側面においては家族解体の見解である。2004年に健康家族基本法が制定され、2005年には低出産・高齢社会基本法を制定し、また2006年には第1次低出産・高齢社会基本計画(2006~2010)を策定、少子化及び人口構造の高齢化に本格的に対応することを決定し、自治体もそれに習って少子化施策を進めている。

ここで重要な点は家族の変化をどんな見解で認識しようが、現実問題として児童の貧困、家族の解体、少子化、離婚、高齢者扶養など様々問題を抱えているところである。家族の問題を家族だけで解決することは難しく、現在の福祉対策だけでは問題は解決できない。

したがって家族の変化から派生する問題に関する接近は家族危機論を受容し、家族問題解決のためには家族再構造化の立場を受容し、総合統合的な接近アプローチが現実的な妥当性があり、政策樹立時、効果があると考えられる。つまり、2つの見解を統合し、家族変化の本質的な問題を正確に把握し、国と社会と家族が1つとなり、問題解決する政策が提示されなければならない。

また公共と民間で利用できる資源を最大限活用し、同時に家族外の社会制度の変化を通じ、社会の基本単位である家族がその機能を回復できるような社会政策が必要である。

## 参考文献

- 강지원 「선진국의 한부모가족 자녀양육비 관련 쟁점」 보건복지포럼, 2010년 10월, pp.90-101.  
김미숙 「한국가족 어디까지 왔나?」 보건복지포럼, 2006년 5월, pp.5-19.  
김승권 「한국가족의 변화와 대책법안」 한국보건사회연구원, 2000년.  
김승권의 「인구전환기의 한국사회 가치관 및 가족변화와 대응법안」 한국보건사회연구원, 2005년.  
김유경·김양희·임성은 「한국가족의 위기변화와 사회적 대응방안 연구- 경제위기 이후 가족생애주기별 위기유형을 중심으로 -」 한국보건사회연구원, 연구보고서2009-18.  
김태석 「다문화 가족과의 증가와 정책과제」 보건복지포럼, 2010년 7월, pp.2-3.  
권태환·김태현·최진호공편 「한국의 인구와 가족」 일신사, 1995년.  
변용찬·김동희·이송희 「결혼행태 변화와 출산율의 상관성 연구」 한국보건사회연구원,



연구보고서 2010-30-3.

정경희 「노인의 주거형태 결정 요인에 관한 연구」 보건사회연구 제 22 권 제 1 호 pp.101-127.

조정문·강상희 「가족사회학」 아카넷, 2007 년.

한국가족관계학회편 「가족학」 도서출판, 2009 년.

통계청 「전국출산력 및 복지실태조사」 2006 년.

통계청 「2006 년 사회통계조사결과(가족, 보건, 사회참가, 노동부문)」 2006 년 12 월.

통계청 「한국의 사회동향 2009」 2009 년 12 월.

통계청 「한국의 사회동향 2010」 2010 년 12 월.

阿藤誠 「家族變動と教育」 『家族社会学研究第 48 集』 1991 年、pp. 21-

鈴木透 「韓国における出生力低下の人口学的要因」 『韓国・台湾・シンガポール等における少子化と少子化対策に関する比較研究』 厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業 平成 15 年度総括研究報告書、2004 年。

鈴木透 「世帯形成の動向」 『人口問題研究』 第 63 卷第 4 号、2007 年、pp. 1-13.

中川清 「家族をめぐる社会政策の展開と新局面」 三田社会学、第 9 号、2004 年、pp. 15-30.

西岡八郎・小山泰代・星敦士・白波瀬佐和子 「現代日本の家族變動」 『人口問題研究』 第 62 卷第 1-2 号、2006 年、pp. 35-62.

光吉利之・松本通晴・正岡寛司編 「伝統家族」、2000 年。

望月嵩・目黒結依子・石原邦雄編 「現代家族」 東京大学出版会、1994 年。

# 台湾における家族変動の現状と政策

伊藤 正一

(関西学院大学経済学部)

研究要旨：

台湾において2008年に合計特殊出生率は1.05となり、世界でも最も低い水準となり、そのような少子化に対する危機感が生まれてきている。台湾における家族変動の現状を調べ、それに関する文献展望、家族変動に関連した政策を調べることを目指し、本年度は、国内における資料収集、台湾での調査旅行における資料収集、収集資料に基づく文献研究を行った。台湾の家族変動との関連で、出生力、結婚、労働市場、女子労働、世帯、国際結婚の状況を紹介し、少子化との間の関係を調べ、家族変動と関連する文献展望を行ない、家族変動に関連する政策としての少子化対策と移民政策を紹介した。

## 1 はじめに

台湾では、少子化傾向が続き、合計特殊出生率は2000年代に入り急速に低下し、2008年には、1.05と世界的にも最も低い水準となった。このことは、台湾で進展する高齢化を考えると、深刻な課題となってきている。台湾における少子化は、様々な家族制度の変化と密接に関係しており、様々な観点から考察していく必要がある。

本報告の目的は、台湾における出生力、結婚、労働市場、女子労働、世帯、国際結婚の状況を紹介し、少子化との間の関係を調べることである。そのために、第2節では近年の台湾の家族変動の状況を紹介し、第3節では家族変動と関連する文献展望を行ない、第4節では家族変動に関連する政策としての少子化対策と移民政策について述べる。

## 2 台湾の家族変動の現状

### 2-1 出生力

台湾の少子化傾向を示す図1の合計特殊出生率の推移によると、1998年から2000年の若干の上昇を除いて、ほぼ一貫して低下し、特に2000年以降その低下は顕著であり、2008年には1.05という世界でも最も低い値になった。台湾の人口は、図2が示すように、1947年の約650万人から1958年に1000万人を超え、1989年には2000万人を超え、1999年には2200万人を超え、2007年には、2296万人に達したが、2008年には若干減少し2294万人となった。次に、図3が示すように、台湾の出生率は、1951年の49.97から、1960年に40以下に、1967年に30以下に、1984年に20以下に、そして20年後の2004年に10以下にまで低下し、2008年には8.50の水準にまで低下した。

『台湾地区未来人口推計及生育下降問題』（2002年）の台湾の未来人口成長・出生数（中位推計）は、出生数は、2011年には25.4万人、2031年に21.0万人、2051年に18.1万人に減少すると推計していた。そして、この中位推計は、台湾地区の人口は、2027年にピークの2450万人となり、それ以降減少すると推計していた。しかしながら、2008年の合計特殊出生率は1.05という世界で最も低い値であり、人口の自然増加率はプラスではあるが、総人口は2007年末から2008年末にかけて、若干ではあるが減少した。さらに、図3が示すように、台湾の出生率は1951年の49.97をピークに多少の変動はあるもののほぼ一貫して低下してきた。1960年には40以

下になり、人口計画出産政策が開始された1960年代には30以下(1967年)になり、1984年に20以下、2004年に10以下にまで低下し、その後も一貫して低下し続け、2008年に8.50にまで低下した。このように、様々な人口に関する指標は、低下傾向を示しており、その状況を考えると、2002年の台湾の人口の将来推計(中位推計)が予測しているよりも台湾人口のピークがもっと早くくる可能性は高いと考えられる。

## 2-2 結婚

台湾における婚姻状況の長期的な趨勢は、結婚率の低下と離婚率の上昇である。15歳以上人口の婚姻状況を示す表1によると、粗結婚率は、1981年に1000人当たり9.6であったが、他方の上昇を含め変動があったが、2000年の8.3以後は、低下傾向を示し、2008年には6.5となっている。逆に、粗離婚率は、1970年代からほぼ一貫して上昇し、2006年から2008年にかけては若干低下した。有配偶人口離婚率は、1971年の2.0から一貫して上昇しており、1999年には1.0に達し、長期的に上昇傾向を示している。このような状況の中で、15歳人口の婚姻状況の推移では、未婚者の割合が少しずつではあるが、1971年に37.2%であったが、1981年に35.8%、1991年に33.8%となり、その後は、34%前後を推移してきた。また、結婚している人の割合は、1971年の57.1%から1980年代の59%以上にまで上昇し、1990年代には低下し、特に2000年以降顕著に低下し、2008年には52.9%にまで低下した。一方、離婚者の割合は、1971年の0.7から徐々に上昇し、1989年には2.1%、1995年に3.0%、1999年に4.0%、2003年には5.1%、2008年には6.6にまで達し、近年の上昇は顕著である。また、これらの状況の推移に対応する形で、結婚数に占める女性の初婚者の割合は、1991年の92.0%から2003年の87.1%にまで低下し、88%前後を推移し、2006年時点では87.6%である。1)

長期的に粗結婚率は低下傾向を示してきたが、2007年に実施された「社会発展趨勢調査報告—家庭生活」(2007年)によると、20歳以上の未婚者の結婚に対する考え方として、「結婚することを望む」が70.25%であるのに対して、「結婚することを望まない」が29.75%で、約3割の未婚者が結婚を望んでいない。さらに、女性で結婚を望んでいない未婚者の割合は32.66%でより高い。年齢別に未婚者(男女を含む)の結婚を望まない人々の割合をみると、「20~24歳」は28.80%、「25~29歳」は21.01%、「30~34歳」は26.26%、そして、「35~39歳」は38.26%となっている。未婚者が結婚を望まない主な理由は、「まだ理想の結婚相手にめぐり会っていない」が29.97%、「経済的要因」が26.24%、「まだ結婚適齢年齢に達していない」が23.85%である。第三の理由は、20~24歳の結婚を望まない割合が25~29歳のそれを上回っていることを説明している。しかしながら、理想の相手にめぐり会う機会が増えれば、あるいは経済的要因が改善されれば、「結婚を望まない」から「結婚を望む」に変化する可能性を示している。特に、女性の場合、「まだ理想の相手にめぐり会っていない」の割合が34.23%と非常に高い。2)

## 2-3 労働市場

労働市場の状況を示す重要な項目として、労働力人口、労働力参加率、失業率が考えられる。労働力人口の推移は、1978年から2008年にかけて、台湾の労働力は毎年増加し続け、2008年には約2倍になった。この労働力人口の変化を男女別に調べると、同期間に男は約1.45倍にまで増加したのに対して、女は約2.24倍にまで増加しており、女性の労働力の増加が男のそれをはるかに上回っている。結果として、男女の労働力人口の比率は、1978年の約2.04から2008年には約1.32にまで低下した。このように、過去約30年間の労働力人口は毎年増加したと同時にその構成に関しては、女性が相対的に増加してきた。

この労働力人口の変化は、労働力率の変化からより明らかである。台湾全体の労働力参加率の推移は、1970年代末から1980年代初めに若干の低下の後、1980年代の後半にかけて上昇し、その後は減少傾向を示し、2001年にかけてほぼ毎年低下し続け、その後は2008年の58.28まで若干上昇してきた。男性の労働力参加率は、1978年の77.96%からほぼ一貫して低下し、2008年には67.09%にまで低下した。逆に、女性の労働力参加率は、同期間にほぼ毎年増加し続け、1978年の39.13%から2008年の49.67%にまで上昇した。このことは、男性の進学率の上昇にともない、若年労働者数が減少してきたことが考えられる。逆に、女性の場合、進学率の向上は、より女性の教育水準の向上をもたらし、学校を卒業後、労働市場への参入をよりたやすくし、結果として労働力参加率を高くしてきたと考えられる。

労働者が、労働市場で直面する状況を示す重要な指標の一つは失業率である。全体としての失業率は、1970年代末から1980年代初めにかけて1%台でほぼ完全雇用状況であったと推察される。その後、表3が示すように、1980年代前半から後半にかけて2%台を推移し、1987年から1995年にかけては再度1%の水準を推移し、ほぼ完全雇用状態が続いていた。アジア通貨危機が起こった1997年とその翌年の1998年に、失業率は高くなったものの3%未満の水準であり、非常に大きく上昇しなかった。アメリカにおいてIT産業が不況であった2001年に、失業率は大きく上昇し4.5%となり、その後も5%前後の高い水準であったが、2003年からは低下してきた。失業率は、2005年に4.13%で台湾としては高い水準であるが、求人倍率が1.74であり、失業の中身が構造的なものから摩擦失業に変わってきていると考えられる。この意味で、米国のサブプライムローン問題から始まった深刻な世界金融危機が発生した2008年9月以前においては、失業の深刻度は和らいできていたと考えられる。男女別に、失業率の推移を調べると、全体の失業率の動きと同じように変動してきた。ただし、1985年まで、女性の失業率が男性のそれを上回っていたが、1986年から1995年にかけて大きな差はなく推移してきた。しかしながら、1996年以降は、男性の失業率が女性のそれを明らかに上回り、2008年に至るまでその状態が続いてきた。2008年の男性と女性の失業率は、それぞれ4.39%と3.83%である。年齢別失業率では、「15～24歳」が2001年以降10%を超え続け、近年の若年労働者の労働市場が特に厳しいことを示している。

#### 2-4 女子労働

台湾における経済発展とともに、労働市場は変化し、特に女性が直面する労働市場の環境も大きく変化してきた。台湾における労働市場では、就業者数に占める女子就業者の割合は、1978年に32.9%、1992年に37.5%、1997年に39.4%、2008年に43.1%と着実に上昇しつつある。また、失業率については、表3が示すように1996年以前は女子失業率が男子失業率を上回ったり、ほぼ同じであったりしたが、1996年以降は、女子失業率が男子失業率を常に下回っている。賃金については、女子労働者の賃金は、絶対的に依然として男子のそれを下回っているが、1998年の男性の月平均賃金を100とすると、女性のそれは73.95であったが、2007年の女性のそれは82.01となっており、男性と女性の賃金格差は確実に縮小してきている。これらのことは、台湾において近年の労働市場の中で、女子労働者の状況は相対的により有利な方向へと変化していることを示している。<sup>3)</sup>

女性の労働力参加率については、15歳以上の女性の労働力参加率は、1966年に32.6%であったが、表4が示すように1982年には39.30%にまで上昇し、1983年に42.1%となり、1986年以降は44%から47%の間を推移し、大きくは変化していないが、1990年代末から徐々に上昇傾向を示し、2000年代に入り明らかに上昇を続け、2008年には49.44%にまで達した。ただし、台湾の女性の労働力率の変化で特徴的な点は、若年層の労働力率の上昇は顕著であるが、25歳以上の年齢階層で、若い年齢階層ほどその上昇は顕著である。例えば、25～29歳のそれは、1982年に42.89%であったが、2008年には80.79%にまで達した。30～34歳のそれも